

# 税のお知らせ

## 固定資産税の減額措置 ～耐震改修工事～

昭和57年1月1日以前に建築した住宅で、現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合（共同住宅は棟全体の耐震改修が必要）、当該家屋にかかる固定資産税を減額します。

### 既存住宅の対象要件

○耐震改修費用の自己負担額が50万円以上

### 減額内容

○耐震改修工事が完了した翌年度から2年に減額  
○減額床面積は10㎡まで減額期間

○平成22年1月1日～平成24年12月31日までの改修分は、翌年度から2年間  
○平成25年1月1日～平成27年12月31日までの改修

分は翌年度から1年間

### 手続き

耐震改修工事が完了した日からおおむね3か月以内に、所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添えて、課税課家屋係へ提出して下さい。

### 必要書類

○耐震基準適合証明書  
○領収書の写しなど  
なお、耐震改修計画は、建築指導課と事前に相談して下さい。

問合先 建築指導課 ☎6992・16998、課税課家屋係 ☎6992・1474

## 市税の夜間・休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用して下さい。

夜間 4月24日(木) 19:30まで  
休日 4月27日(日) 10:00～15:00

ところ 納税課（市役所1号別館2階、☎6992-1851～1854）

※来庁時は、夜間休日出入口前(正面玄関側)を利用して下さい。  
※車で来庁する人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日出入口前(正面玄関側)に設置していますが、駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

## 住宅バリアフリー改修工事

### 既存住宅の対象要件

○これまでバリアフリー改修における固定資産税減額措置を受けていない  
○バリアフリー改修費用の自己負担額が50万円以上  
○次のいずれかの改修工事を行っている

- ①廊下の拡幅
  - ②階段のこう配を緩和
  - ③浴室改良
  - ④便所改良
  - ⑤手すりの取り付け
  - ⑥屋内の段差解消
  - ⑦出入口の戸の改良(引き戸への取り替えなど)
  - ⑧床の材質の改良
- 次のいずれかの人が居住している
- ①65歳以上の入
  - ②要介護認定または要支援認定を受けている人
  - ③障がい者手帳を交付されている人

### 手続き

バリアフリー改修工事完了日からおおむね3か月以内に、住宅所有者が固定資産税減額申請書に必要書類を添付し、課税課家屋係へ提出して下さい。

### 必要書類

○納税義務者の住民票の写し(市内在住者は不要)  
○領収書の写しなど  
○工事明細書、設計書の写しなど

○次のいずれかのうち、該当するもの

①65歳以上の人が住んでいることが確認できるもの(住民票などの写し)  
②要介護認定または要支援認定を証する書類(介護保険の被保険者証などの写し)

③障がい者手帳などの写し  
問合先 課税課家屋係 ☎6992・1474

## 固定資産課税台帳の閲覧、縦覧帳簿の縦覧

平成26年度の固定資産課税台帳の閲覧と縦覧帳簿の縦覧が4月1日(火)から始まります。閲覧および縦覧できる人は、下表のとおりです。

期間 4月1日(火)から(土・日曜、祝日は除く)  
受付時間 午前9時～午後5時30分  
場所 市役所1号別館2階課税課固定資産税担当(①番窓口)  
手数料 1件300円(縦覧期間中は無料)

	納税者	納税者と同居の親族	資産を共有している人	納税管理人	借地人借家人	納税者からの委任状などを持参の人
閲覧	○	○	○	○	○	○
縦覧	○	○	○	○	×	○

- ※1 閲覧または縦覧を申請する人は、本人確認ができるものがが必要です。
- ※2 同居の親族の人が申請するときは、納税者との関係が確認できるものがが必要です。
- ※3 納税者が法人である場合は、その法人の代表者もしくは受任者であることを証するもの(委任状など)が必要です。
- ※4 借地人や借家人は、賃貸借契約書など地上権その他の権利の成立および有効性を証する書類が必要です。

会計別	区	分	金額(円)	
一般会計	収	入	額 47,019,168,302	
	支	出	額 41,575,960,543	
	収	支	差 引 額 5,443,207,759	
	(繰替え)国民健康保険事業会計へ			△ 1,500,000,000
	差	引	残 額 3,943,207,759	
特別会計 公共下水道事業	収	入	額 2,967,927,343	
	支	出	額 2,541,403,473	
特別会計 健康事業 国民保険	収	支	差 引 額 426,523,870	
	収	入	額 13,791,987,033	
	支	出	額 15,205,989,840	
	収	支	差 引 額 △ 1,414,002,807	
	(繰替え)一般会計より			1,500,000,000
	(繰替え)愛のみのり基金より			294,282,124
	(繰替え)緑・花基金より			12,426,187
	(繰替え)減債基金より			1,700,962
	(繰替え)地域福祉推進基金より			5,657,069
	(繰替え)生涯学習援助基金より			5,344,210
(繰替え)人材育成基金より			610,194,550	
(繰替え)学校教育施設整備基金より			211,495,597	
差 引 残 額			1,227,097,892	
特別会計 後期高齢者医療事業	収	入	額 1,295,357,062	
	支	出	額 1,148,334,858	
水道事業 計	収	支	差 引 額 147,022,204	
	収 益 の 部			
	収	入	額 2,286,686,635	
	支	出	額 1,760,993,825	
	収	支	差 引 額 525,692,810	
	資 本 の 部			
収	入	額 113,444,474		
支	出	額 949,342,795		
収	支	差 引 額 △ 835,898,321		

## 例月出納検査

市の例月出納検査は、平成26年2月17～26日まで、伊藤正伸、山川勇一、澤井良一の各監査委員によって行われ、平成26年1月末日現在における各会計の収支総額は、左表のとおりであり、各会計とも収支については、正確であることが認められました。

問合先 監査委員事務局 ☎6992・1795

## 住基ネット関連 サービス停止のお知らせ

4月14・28日(月)

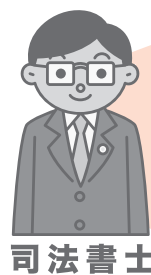


4月14・28日(月)、住民基本台帳ネットワーク機器更新作業のため、次のサービスを停止します。  
○住民基本台帳カードの新規申請および継続利用  
○住民基本台帳カードの一時停止、一時停止解除および廃止  
○広域交付住民票の発行  
○特別による転入・転出届  
○電子証明書に関する手続き  
○迷惑をおかけします  
が、ご理解とご協力をお願いします。

## 善意

善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。  
【社会福祉のために】  
ふれあいサークル(車いす5台)、匿名2件(車いす5台を含む)

## 司法書士による 無料法律相談 予約日の変更



市民相談の一環として、毎月第2・3・4火曜日に実施している司法書士による無料法律相談の予約は、現在、前日(前日の場合)は当日午前9時から)の電話予約ですが、4月実施分から前週の火曜日(受付当日が休日の場合は翌開庁日)の午後1時からの受付となります。  
4月8日の相談予約開始日は、4月1日(火)午後1時からとなります。  
問合先 広報広聴課 ☎6992・13533、13556